

事務連絡  
平成21年10月16日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する  
医療体制の確保について

インフルエンザ定点医療機関あたりの報告患者数が10を超えている一部の地域（別紙）では、救急当番の小児科外来などを中心に受診者数の増加が顕著になってきています。今後、このような傾向は新型インフルエンザの流行拡大とともに、全国的に認められるようになるものと考えられます。このため、各都道府県、保健所設置市、特別区においては、医療体制の確保のため、下記について対応を検討していただくとともに、地域住民への普及啓発及び医療機関等への周知徹底をお願いします。

記

1. 各都道府県等における対応

(1) 地域の医師会、薬剤師会等との協力について

以下の（ア）～（エ）について、地域の医師会、薬剤師会等に対して協力を依頼する等の対応を検討すること。

- (ア) 地域の診療所及び薬局における診療時間の延長
- (イ) 輪番制等による救急医療機関への支援
- (ウ) 電話相談体制の充実
- (エ) 電話診療によるファクシミリ等での処方及びそれに基づく調剤の実施

(2) 治癒証明書等の意義に関する周知

地域の事業者等に対し、インフルエンザの軽症患者であれば、解熱後2日を経過すれば外出の自粛を終了することが可能であると考えられており、

従事者等の再出勤に先立って医療機関を受診させ治癒証明書を取得させる意義はないことについて、周知すること。

また同様に、症状がないにもかかわらず、新型インフルエンザに感染していないことを証明するために、医療機関を受診させ簡易迅速検査や PCR 検査を行う意義はないことについても、周知すること。

なお、外出を自粛する期間については、新型インフルエンザであることが明らかな場合や、地域で新型インフルエンザが流行している場合は、解熱後 2 日間が経過していたとしても、できる限り、発症した日の翌日から 7 日を経過するまでとすることが望ましいこと。

### (3) 流行状況等の把握及び受入調整等

地域におけるインフルエンザの流行状況及び医療機関の対応状況について把握し、必要に応じて、地域の医療機関間及び隣県との患者の受入調整等を行うこと。

## 2. 医療機関等への周知

各都道府県等においては、以下の（1）～（3）について、医療機関等への周知徹底に努めること。

### (1) 診療時間の延長の取扱い

診療時間の延長にあたっては、一時的なものについては、医療法に基づく変更の届出は必要ないこと（別添1）及び新型インフルエンザに対応するため診療を行う場合については、診療報酬及び調剤報酬上の時間外加算が算定できること（別添2）。

別添1 平成21年10月9日「新型インフルエンザへの対応のための外来開設に係る医療法上の取扱いに関するQ&Aについて」

別添2 平成21年9月15日「新型インフルエンザに係る保険医療機関の時間外診療等について」

### (2) 簡易迅速検査の必要性

臨床所見や地域における感染の拡がり等の疫学情報等から総合的に判断した上で、医師が抗インフルエンザウイルス薬による治療の開始が必要と認める場合には、治療開始にあたって簡易迅速検査や PCR 検査の実施は必須ではないこと。また、診療報酬及び調剤報酬上も、抗インフルエンザウイルス薬の投与にあたり簡易迅速検査の実施は必須でないこと。

(3) 電話診療によるファクシミリ等での処方及びそれに基づく調剤

各都道府県の判断により、慢性疾患等を有する定期受診患者等については、感染源と接する機会を少なくするため、電話による診療により診断できた場合には、診療した医師はファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを患者が希望する薬局に送付することが可能となること。

3. 地域住民への普及啓発について

各都道府県等においては、以下の（1）～（5）について、地域住民への普及啓発に努めること。

- (1) かかりつけ医師と発熱時の対応についてあらかじめ相談しておくこと。
- (2) 夜間休日時間帯における、小児救急電話相談事業（#8000）も含めた電話相談窓口を活用すること。
- (3) 救急外来時間帯における救急以外の外来受診を控えること。
- (4) 症状がないにもかかわらず、念のための検査目的での外来受診を控えること。
- (5) あらかじめ医療機関に電話をかけてから受診すること。

以上

(別紙)

## インフルエンザ定点当たり報告数・都道府県別 2009年第41週(10月5日～11日)

区分	インフルエンザ	
	報告数	定点当たり
総 数	61,583	12.92
北海道	8,337	38.96
青森県	302	4.65
岩手県	353	5.52
宮城県	742	7.73
秋田県	577	10.49
山形県	48	1.00
福島県	301	3.76
茨城県	1,121	9.34
栃木県	444	5.92
群馬県	648	6.48
埼玉県	4,121	16.89
千葉県	3,190	15.79
東京都	5,371	18.98
神奈川県	6,987	21.63
新潟県	443	4.57
富山県	93	1.94
石川県	86	1.79
福井県	83	2.59
山梨県	144	3.60
長野県	237	2.69
岐阜県	596	7.45
静岡県	711	5.39
愛知県	4,562	23.52
三重県	797	11.07
滋賀県	506	9.73
京都府	1,217	9.81
大阪府	5,189	16.96
兵庫県	3,259	16.54
奈良県	499	9.07
和歌山县	294	5.88
鳥取県	66	2.28
島根県	67	1.76
岡山県	272	3.24
広島県	619	5.43
山口県	146	2.06
徳島県	121	3.27
香川県	214	4.55
愛媛県	124	2.03
高知県	228	4.75
福岡県	4,650	23.48
佐賀県	321	8.23
長崎県	693	9.90
熊本県	515	6.44
大分県	424	7.31
宮崎県	446	7.56
鹿児島県	289	3.14
沖縄県	1,130	19.48

事務連絡  
平成21年10月9日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザへの対応のための外来開設に係る医療法  
上の取扱いに関する Q&A について

8月28日付け事務連絡「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」の別添3「新型インフルエンザに係る医療提供体制の確保対策及び情報提供について」により、インフルエンザ患者の外来診療の確保対策等の検討をお願いしているところですが、医療法上の具体的な取扱いに関する Q&A について、別添のとおりとりまとめましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、管内の医療機関等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。なお、医政局総務課及び指導課と協議済みであることを申し添えます。

(別添)

新型インフルエンザへの対応のための外来開設に係る医療法上の取扱いに関するQ&A

問1 インフルエンザ外来患者数の増加に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合、診療時間変更の届出は必要か。

(答)

新型インフルエンザが疑われる患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出を行う必要はない。ただし、この取扱いは新型インフルエンザが疑われる患者に対応するためにやむを得ない場合の一時的なものに限られるものであり、常態化する場合には、届出が必要である。

問2 新型インフルエンザ発生時において、敷地外のビルの一室を借り上げる等により専用の診察室を設けたいと考えているが、そのような取扱いは可能か。

(答)

医療法上、構造設備上一体であるといえる場合であって、施設の管理に支障がなければ可能である。また、公道等を隔てている場合において構造設備上一体であるかの判断については、「公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について」(平成17年7月1日医政局総務課長通知)を参考にされたい。

なお、雑居ビル等の一室を借り上げる場合には、他の利用者に感染することが無いよう十分に注意する必要がある。

問3 既に診療所を開設している建物に対し、診療時間が重複しない範囲で、別の医療機関を開設している主体が新たに診療所の開設を申請し、又は届け出ることは可能か。

(答)

新型インフルエンザが疑われる患者に対応するため、例えば、もっぱら休日の診療を行うために開設された診療所において、当該診療所の診療時間外に別の者が診療を行うこととする場合には、既に開設されている診療所の診療時間と重複することのない範囲で、且つ、管理責任を明確にすることにより新たに診療所の開設ができるものとする。

ただし、この取扱いは新型インフルエンザが疑われる患者に対応するためにやむを得ない場合の一時的なものに限られるものであり、常態化することは認められない。

問4 新型インフルエンザ専用外来を設置するにあたり、医療法人が新たに診療所を開設した場合、定款変更は必要か。

(答)

医療法人が新たに診療所を開設しようとするときは定款又は寄附行為の変更について都道府県知事の認可を受けなければならないが、新型インフルエンザの急激な感染の拡大に緊急的に対応するための診療所を一時的に開設しようとするときについては、当該診療所の開設後に定款又は寄附行為の変更を行うこともやむを得ないものとする。

地方厚生（支）局医療指導課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

#### 新型インフルエンザに係る保険医療機関の時間外診療等について

新型インフルエンザに係る夜間の外来診療体制の確保については、別添の事務連絡において、「夜間の外来診療体制については、救急外来を設置する医療機関だけでなく、例えば、インフルエンザ患者の診療を行っている診療所に対して診療時間の延長や、夜間の外来を輪番制で行うことを求めるなど、地域の診療所等との連携を図ること。特に、小児患者の外来診療体制については、地域の小児科を有する病院だけでなく、地域の小児科診療所等との連携確保に努める」旨の依頼がなされているところであり、各地域においてはこれを踏まえた対応がなされているものと承知している。

今般、このような取り組みを行っている保険医療機関の初診料及び再診料の時間外加算等について、臨時的な対応として別途通知するまでの間、下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遗漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

- 1 都道府県、保健所設置市、特別区からの依頼を受けインフルエンザ患者に係る時間外の外来診療を行っている保険医療機関については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）別添1第1章第1部第1節A000初診料の(11)のイの規定を適用しないものとし、同アにより時間外とされる場合であれば、時間外加算を算定できるものとする。
- 2 上記1の取扱いは、再診料についても同様とする。

- 3 都道府県、保健所設置市、特別区からの依頼を受けインフルエンザ患者に係る時間外の調剤を行っている保険薬局については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）別添3区分01調剤料の(10)のウの(ロ)の規定を適用しないものとし、同(イ)により時間外とされる場合であれば、時間外加算を算定できるものとする。

【別添】

事務連絡  
平成21年8月28日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について

平成21年第33週の感染症発生動向調査（8月21日公表）によれば、インフルエンザ定点当たりの報告数が1.69となっており、流行開始の目安としている1.00を上回りましたので、インフルエンザ流行シーズンに入ったと考えられ、新型インフルエンザ患者数が急速に増加することが懸念されます。

このため、各都道府県、保健所設置市及び特別区においては、「新型インフルエンザの流行シナリオ」（別添1）を参考に、下記の手順に従い重症者の発生について確認の上、入院診療を行う医療機関の病床数等について確認及び報告をいただくとともに、受入医療機関の確保や重症患者の受入調整機能の確保等、地域の実情に応じて必要な医療提供体制の確保対策等を講じていただくようお願いします。

なお、上記シナリオは、医療体制を確保するための参考として示す仮定のものであり、実際の流行を予測するものではないことを申し添えます。

記

1. 各都道府県においては、自都道府県における新型インフルエンザ患者や重症者の発生数等について、「新型インフルエンザの流行シナリオ」（別添1）、過去の季節性インフルエンザの流行状況等をもとに検討をお願いします。また、感染症発生動向調査のインフルエンザ定点当たりの報告数を注視するとともに、都道府県内のインフルエンザの流行状況や対策等について医療機関等への情報提供をお願いします。
2. 各都道府県においては、新型インフルエンザ患者数が急速に増加した場合

に、重症者の受入調整等が行えるよう、次の（1）～（4）の状況について、確認及び報告をお願いします。

- (1) 外来医療体制の状況（別添2-1）
- (2) 入院診療を行う医療機関の病床数及び稼働状況（別添2-2）
- (3) 人工呼吸器保有台数、稼働状況（別添2-3）
- (4) 透析患者、小児、妊婦等の重症者の搬送・受入体制の確保状況（別添2-4）

3. 各都道府県、保健所設置市及び特別区においては、新型インフルエンザ患者数が急速に増加した場合にも対応できる医療提供体制の確保のため、「新型インフルエンザに係る医療提供体制の確保対策及び情報提供について」（別添3）を参考に、地域の実情を踏まえて必要な対応策について検討をお願いします。

【照会先】

厚生労働省

新型インフルエンザ対策推進本部事務局

医療班 FAX 03-3506-7332

## 別添 3

### 新型インフルエンザに係る医療提供体制の確保対策及び情報提供について

#### 1. インフルエンザ患者の外来診療の確保対策について

各都道府県、保健所設置市及び特別区においては、外来診療体制の確保のため、次の対策を検討すること。

##### (1) 電話相談体制の拡充

インフルエンザ患者数の急速な増加に備えて、発熱相談センターや小児救急電話相談事業（#8000）等の電話相談体制の拡充（時間の延長、電話回線の増設等）を検討すること。

##### (2) 地域住民への呼びかけ

外来診療体制を確保するため、救急外来時間帯等における緊急以外の外来受診を控えることや、電話相談窓口を活用することなどについて、地域住民に対して呼びかけること。

##### (3) 夜間の外来診療に係る地域の診療所等との連携

夜間の外来診療体制については、救急外来を設置する医療機関だけではなく、例えば、インフルエンザ患者の診療を行っている診療所に対して診療時間の延長や、夜間の外来を輪番制で行うことを探ることなど、地域の診療所等との連携を図ること。特に、小児患者の外来診療体制については、地域の小児科を有する病院だけでなく、地域の小児科診療所等との連携確保に努めること。

##### (4) 医療従事者の確保

インフルエンザ患者数が急速に増加するような場合には、医療従事者を確保するため、隣県の医療機関に応援を求めることがや、必要に応じて、基礎疾患を有する者等である医療従事者に抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うこと等について検討すること。

#### 2. インフルエンザ重症患者の入院医療機関の確保について

各都道府県においては、インフルエンザ重症患者の入院医療機関の確保のため、次の対策を検討すること。

## 【参考】

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(抜粋)  
(平成20年3月5日保医発第0305001号)

別添1

### 医科診療報酬点数表に関する事項

#### 第1章 基本診療料

##### 第1部 初・再診料

###### 第1節 初診料

###### (11) 時間外加算

ア 各都道府県における医療機関の診療時間の実態、患者の受診上の便宜等を考慮して一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以後（土曜日の場合は、午前8時前と正午以後）及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休診日とする保険医療機関における当該休診日とする。

ただし、午前中及び午後6時以後を診療時間とする保険医療機関等、当該標準によることが困難な保険医療機関については、その表示する診療時間以外の時間をもって時間外として取り扱うものとする。

イ アにより時間外とされる場合においても、当該保険医療機関が常態として診療応需の態勢をとり、診療時間内と同様の取扱いで診療を行っているときは、時間外の取扱いとはしない。

ウ 保険医療機関は診療時間をわかりやすい場所に表示する。

エ 時間外加算は、保険医療機関の都合（やむを得ない事情の場合を除く。）により時間外に診療が開始された場合は算定できない。

オ 時間外加算を算定する場合には、休日加算、深夜加算、時間外加算の特例又は夜間・早朝等加算については、算定しない。

###### 第2節 再診料

###### (3) 再診料における時間外加算、休日加算、深夜加算、時間外加算の特例及び夜間・早朝等加算の取扱いは、初診料の場合と同様である。

## 別添3

### 調剤報酬点数表に関する事項

#### 区分01 調剤料

##### (10) 調剤技術料の時間外加算等

ア 時間外加算は調剤基本料を含めた調剤技術料の100分の100、休日加算は100分の140、深夜加算は100分の200であり、これらの加算は重複して算定できない。

イ 時間外加算等を算定する場合の基礎額（調剤基本料+調剤料）には、基準調剤加算及び後発医薬品調剤体制加算並びに注8に係る加算分は含まれ、麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算、自家製剤加算及び計量混合調剤加算に係る加算分は含まれない。

##### ウ 時間外加算

(イ) 各都道府県における保険薬局の開局時間の実態、患者の来局上の便宜等を考慮して、一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休業日とする保険薬局における当該休業日とする。

(ロ) (イ)により時間外とされる場合においても、当該保険薬局が常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているときは、時間外の取扱いとはしない。

(ハ) 時間外加算等を算定する保険薬局は開局時間を当該保険薬局の内側及び外側のわかりやすい場所に表示する。

(二) 「注4」のただし書に規定する時間外加算の特例の適用を受ける保険薬局とは、一般の保険薬局の開局時間以外の時間における救急医療の確保のため、国又は地方公共団体等の開設に係る専ら夜間における救急医療の確保のため設けられている保険薬局に限られる。

(ホ) 「注4」のただし書に規定する「別に厚生労働大臣が定める時間」とは、当該地域において一般の保険薬局が概ね調剤応需の態勢を解除し、翌日調剤応需の態勢を再開するまでの時間であって、深夜時間を除いた時間をいう。